

本庁秘書課・各管区厚生課等経由  
(公財)海上保安協会厚生事業部長 殿

### 退職者関係変更届

● 私は、このたび退職することになりましたので、次の通り変更届を提出します。

※定年後再任用予定の方はそのまま現職扱いとしますので本用紙の提出は不要です。  
再任用退職されるときにご提出願います。

フリガナ 氏名			㊟
	生年月日	S H	年 月 日生
所属			
退職年月日	令和 年 月 日		※該当事項にチェックをいれてください。 <input type="checkbox"/> 定年退職・再任用退職 <input type="checkbox"/> 応募認定退職 <input type="checkbox"/> 51歳以上の自己都合退職 <input type="checkbox"/> 50歳以下の自己都合退職
退職後の 連絡先	〒		電話番号

● マリアス保険の継続について、いずれかの□にチェックをいれてください。

<input type="checkbox"/> マリアス保険を継続加入します。 ➡ 定年退職・再任用退職・応募認定退職・51歳以上の自己都合退職者は継続可能です ➡ 50歳以下の自己都合退職者は退職年の12月末まで継続可能です
<input type="checkbox"/> マリアス保険を脱退します。 ➡ 本届に加え「マリアス保険脱退届」をご提出ください
<input type="checkbox"/> マリアス保険に加入していません。

● その他の保険について

- ・アフラック保険、自動車保険については、退職されても手続き不要で継続されます。  
脱退する場合は別途海上保安協会（海交会扱い）へご連絡ください。
- ・一般生命保険については、退職すると団体扱いから個人扱いへ変更となりますので、契約している保険会社へ連絡していただき、個別に保険料の払込方法等の手続きを行ってください。

記載していただいた個人情報は、マリアス保険契約等に関するデータ管理・集金等のほか当該保険の事務手続きに使用します。  
保険会社には個人情報を契約解除や資料送付等の保険制度の健全な運営目的の達成に必要な範囲で提供します。